



発行 新潟県

第46号

令和5年6月16日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 725 県政功労き章贈呈（秘書課）
- 726 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正（総務事務センター）
- 727 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条により知事が定める金額の一部改正（総務事務センター）
- 728 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 729 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 730 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 731 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 732 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 733 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 734 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 735 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 736 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 737 保安林の指定解除予定（治山課）
- 738 保安林の指定解除予定（治山課）
- 739 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 740 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 741 海岸保全区域の変更（河川管理課）
- 742 都市計画の変更（都市政策課）
- 743 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

- 一般競争入札の実施（地域医療政策課）
- 一般競争入札の実施（地域医療政策課）
- 一般競争入札の実施（地域医療政策課）
- 職業訓練指導員試験の実施（雇用能力開発課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

内水面漁場管理委員会公告

内水面漁場計画に係る公聴会の開催（内水面漁場管理委員会）

公安委員会規則

- 8 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）



新潟県県政功労者顕彰等に関する規則（昭和28年新潟県規則第35号）第4条の規定により、次の者に県政功労き章を贈呈した。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名 居住する市町村
 青木 太一郎 新潟市西区
 長部 登 長岡市
 小島 隆 新潟市中央区
 小山 芳元 上越市
 桜井 甚一 燕市
 佐藤 久雄 佐渡市
 沢野 修 東蒲原郡阿賀町
 富樫 一成 胎内市
 星野 伊佐夫 長岡市
 横尾 幸秀 妙高市
 渡辺 惇夫 新潟市東区

◎新潟県告示第726号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

第1条 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,941円</u>	<u>12,957円</u>	20歳未満	<u>5,081円</u>	<u>13,384円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,436円</u>	<u>12,957円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,589円</u>	<u>13,384円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,049円</u>	<u>13,985円</u>	25歳以上30歳未満	<u>6,164円</u>	<u>14,322円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,272円</u>	<u>16,696円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,577円</u>	<u>17,163円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,693円</u>	<u>19,689円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,854円</u>	<u>19,407円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,049円</u>	<u>21,505円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,070円</u>	<u>21,601円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,096円</u>	<u>22,898円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,208円</u>	<u>22,760円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,994円</u>	<u>25,189円</u>	50歳以上55歳未満	<u>7,090円</u>	<u>25,308円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,570円</u>	<u>25,319円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,583円</u>	<u>25,093円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,473円</u>	<u>21,022円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,420円</u>	<u>20,870円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,940円</u>	<u>16,117円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,970円</u>	<u>15,258円</u>
70歳以上	<u>3,940円</u>	<u>12,957円</u>	70歳以上	<u>3,970円</u>	<u>13,384円</u>

第2条 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 年齢階層、最低限度額、最高限度額			1 年齢階層、最低限度額、最高限度額		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,166円</u>	<u>13,207円</u>	20歳未満	<u>4,941円</u>	<u>12,957円</u>

20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円	20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円	25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円	30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円	35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円	40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円	45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円	50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円	55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円	60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円	65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,980円	13,207円	70歳以上	3,940円	12,957円

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第727号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号（新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額）の一部を次のとおり改正する。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

第1条 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が17万1,650円を超えるときは、17万1,650円）	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が17万1,650円を超えるときは、17万1,650円）
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その	月 額 <u>7万5,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その	月 額 <u>7万3,090円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月

	月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万5,290円</u> 以下であるときに限る。)	にあつては、介護に要する費用として支出された額)		月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万3,090円</u> 以下であるときに限る。)	にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が8万5,780円を超えるときは、8万5,780円)	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が8万5,780円を超えるときは、8万5,780円)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万7,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>3万7,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月に、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合に、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万6,500円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>3万6,500円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月に、介護に要する費用として支出された額)

第2条 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 知事が定める額			1 知事が定める額		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>17万</u>	常時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>17万</u>

	く。)	2,550円を超えるときは、 <u>17万2,550円</u>)		く。)	1,650円を超えるときは、 <u>17万1,650円</u>)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万7,890円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>7万7,890円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万5,290円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>7万5,290円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>8万6,280円</u> を超えるときは、 <u>8万6,280円</u>)	随時介護を要する状態	(1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>8万5,780円</u> を超えるときは、 <u>8万5,780円</u>)
	(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万8,900円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>3万8,900円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		(2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万7,600円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>3万7,600円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前

の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

◎新潟県告示第728号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さくら薬局 畑野	佐渡市畑野 766-5	令和5年4月1日
さくら薬局 羽茂	佐渡市羽茂本郷20番地	令和5年4月1日
クスリのアオキ西千手薬局	長岡市西千手1丁目3番3号	令和5年5月1日
クスリのアオキ吉田薬局	燕市吉田3523番地	令和5年5月1日
クスリのアオキあかね薬局	胎内市あかね町26番39号	令和5年5月1日
クスリのアオキ浦川原薬局	上越市浦川原区六日町161番地3	令和5年5月1日
魚沼こどもクリニック	魚沼市井口新田321番地1	令和5年5月1日
見附新町薬局	見附市新町3丁目8番6-1号	令和5年4月18日
訪問看護かえりえ柏崎	柏崎市田中13番14号	令和5年4月17日
共栄堂薬局むらかみ店	村上市大町3番26号2	令和5年5月1日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	令和5年5月1日
ゆっくり訪問看護ステーション	村上市松山201番地1	令和5年4月10日
プライム薬局せったや店	長岡市撰田屋町787番地1	令和5年5月1日
こもれびの森歯科医院	三条市荒町2丁目25番70号	令和5年5月1日
保川内科医院	長岡市撰田屋町763番地1	令和5年5月1日

◎新潟県告示第729号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
みなみ調剤薬局 荒町店	三条市荒町2丁目1-22	令和5年3月1日
医療法人 至誠会 宮内クリニック	長岡市宮内1丁目3-2	令和5年3月31日
医療法人社団 村上歯科医院 ビーバー 一歯科クリニック	長岡市中之島585-1	令和5年3月31日

◎新潟県告示第730号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指 定 年 月 日
遠藤 剛	上越市北城町4丁目16-17	令和5年4月1日

◎新潟県告示第731号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更 新 年 月 日
ウエルシア薬局リップス旭岡店	長岡市旭岡一丁目80番地	育成医療・更生医療	令和5年6月1日
共栄堂薬局つばめ店	燕市吉田3454-1	育成医療・更生医療	令和5年6月1日
共栄堂薬局直江津店	上越市下門前2272番地	育成医療・更生医療	令和5年6月1日

◎新潟県告示第732号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指 定 年 月 日
ナーシングヴィラあさひ	三条市南新保10-24	育成医療・更生医療	令和5年6月1日
ゆっくり訪問看護ステーション	村上市松山201番地1	育成医療・更生医療	令和5年6月1日

◎新潟県告示第733号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年6月16日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
みなみ調剤薬局	新発田市大栄町2丁目2-17	育成医療・更生医療	令和5年4月1日
みなみ調剤薬局荒町店	三条市荒町2丁目1-22	育成医療・更生医療	令和5年3月1日

◎新潟県告示第734号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、長岡市に係る長岡農業振興地域（令和2年新潟県告示88号）及び見附市に係る見附農業振興地域（令和2年新潟県告示第88号）の区域を次のとおり変更する。

令和5年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 変更した地域の名称

- (1) 長岡農業振興地域
- (2) 見附農業振興地域

2 区域

- (1) 長岡市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

- (2) 見附市のうち、次の図面の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

令和5年6月16日

◎新潟県告示第735号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

2 区分

村上市板貝、笹川、桑川、浜新保の地区の者が行う漁業

3 届出年月日

令和5年5月10日

◎新潟県告示第736号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

- 2 区分
小型定置漁業
- 3 届出年月日
令和5年5月10日

◎新潟県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年6月16日
新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市会沢字十二平1177の7、1177の8
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年6月16日
新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市会沢字十二平1178の4
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の小国町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和5年6月16日
新潟県長岡地域振興局長

- 1 就任

理事	長岡市小国町七日町2677番地1	原 正之 (理事長)
	〃 〃 小国町大貝辰585番地2	小川 一也
	〃 〃 小国町原甲553番地	北原 富士夫
	〃 〃 小国町上岩田686番地3	大久保 健吉
	〃 〃 小国町櫛沢571番地	高橋 久夫
	〃 〃 小国町新町498番地	青柳 久雄
	〃 〃 小国町桐沢2196番地2	長谷川 知夫
	〃 〃 小国町横沢172番地1	岩野 良廣
	〃 〃 小国町千谷沢283番地1	藤田 豊
監事	〃 小国町武石62番地2	内山 芳弘
	〃 〃 小国町諏訪井甲8番地	笹崎 康男
	〃 〃 小国町法坂322番地	田中 克己

就任年月日 令和5年5月26日
- 2 退任

理事	長岡市小国町七日町2677番地1	原 正之 (理事長)
〃	〃 小国町大貝辰585番地2	小川 一也
〃	〃 小国町原甲553番地	北原 富士夫
〃	〃 小国町小国沢769番地	北原 久夫
〃	〃 小国町小国沢2435番地2	丸山 光吉
〃	〃 小国町新町498番地	青柳 久雄
〃	〃 小国町桐沢2196番地2	長谷川 知夫
〃	〃 小国町横沢172番地1	岩野 良廣
〃	〃 小国町千谷沢1524番地1	田辺 英夫
監事	〃 小国町上岩田686番地3	大久保 健吉
〃	〃 小国町森光700番地1	田中 実雄
〃	〃 小国町武石62番地2	内山 芳弘
退任年月日	令和5年5月25日	

◎新潟県告示第740号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年5月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 笹川建設
小林 英樹
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字中野口1-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-4）第11493号
- 5 処分の内容
建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実
令和5年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 睦
高野 睦
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市宮原1-2-48
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-3）第46309号
- 5 処分の内容
土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し（一部廃業）
- 6 処分の原因となった事実
令和5年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月8日

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 中村工務店
中村 茂
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市西本成寺2-11-51
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第39325号
 - 5 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し(全部廃業)
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年5月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年6月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北陸重機工業 株式会社
堀上 幸二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区山木戸7-3-69
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第22567号
 - 5 処分の内容
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し(全部廃業)
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年6月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社 北偉工業
北澤 昂也
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区一日市180-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第42992号
 - 5 処分の内容
建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し(一部廃業)
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年5月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年6月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 千野工務店
千野 浩一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市北荷頃5-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第16718号
 - 5 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し(一部廃業)
 - 6 処分の原因となった事実
-

令和5年5月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和5年6月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社 マルイ建設
坂井 信二
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区白新町4-12-24
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第38763号
- 5 処分の内容
塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し(一部廃業)
- 6 処分の原因となった事実
令和5年5月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第741号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定(昭和63年7月12日新潟県告示第1903号)を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和5年6月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 海岸名 巻海岸 角田・越前・四ツ郷屋地区海岸
- 2 指定区域

地点NO.0~NO.2、NO.2+85.48、NO.3、NO.3+15.47、NO.3+93.17、NO.4~NO.6、NO.6+57.71、NO.7、NO.8、NO.8+41.78、NO.9~NO.11、NO.11+3.23、NO.12、NO.13、NO.13+50.54、NO.14、NO.14+88.40、NO.15、NO.15+91.77、NO.16~NO.19、NO.19+20.68、NO.20~NO.27、NO.27+3.75、NO.27+71.95、NO.28~NO.31、NO.31+31.89、NO.32、NO.32+66.68、NO.33、NO.33+86.74、NO.34、NO.34+76.84、NO.35~NO.90、NO.90+36.0、NO.91、NO.91+48.0、NO.91+48.0”、NO.91’、NO.90+36.0’、NO.90’、NO.89”、NO.88’~NO.85’、NO.84”、NO.83’~NO.80’、NO.79”、NO.78’~NO.75’、NO.74”、NO.73’~NO.70’、NO.69”、NO.68’~NO.65’、NO.64”、NO.63’~NO.60’、NO.59”、NO.58’~NO.55’、NO.54”、NO.53’~NO.50’、NO.49”、NO.48’~NO.46’、NO.45”、NO.44’~NO.41’、NO.40”、NO.39’~NO.36’、NO.35”、NO.34+76.84’、NO.34’、NO.33+86.74’、NO.33’、NO.32+66.68’、NO.32’、NO.31+31.89’、NO.31’、NO.30”、NO.29’、NO.28’、NO.27+71.95’、NO.27+3.75’、NO.27’、NO.26’、NO.25”、NO.24’~NO.20’、NO.19’+20.68、NO.19’~NO.16’、NO.15’+91.77、NO.15’、NO.14’+88.40、NO.14”+88.40、NO.6”+57.71、NO.6’+57.71、NO.6’~NO.4’、NO.3’+93.17、NO.3’+15.47、NO.3’、NO.2’+85.48、NO.2’~NO.0’を順次結んだ線及び、地点NO.0とNO.0’を結んだ線に囲まれた区域。

- 3 指定年月日 令和5年6月16日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方 向	距離(m)
0	西区四ツ郷屋字岩山 3175番	NO.0	NO.0’	NO.0	321-54-28	103.00
1	”	NO.1	NO.1’	NO.1	326-42-59	105.50
2	”	NO.2	NO.2’	NO.2	326-17-50	109.00
3	”	NO.2+85.48	NO.2’+85.48	NO.2+85.48	326-01-26	114.12
4	”	NO.3	NO.3’	NO.3	326-12-20	115.44
5	”	NO.3+15.47	NO.3’+15.47	NO.3+15.47	326-04-43	116.79
6	”	NO.3+93.17	NO.3’+93.17	NO.3+93.17	326-07-35	123.67
7	”	NO.4	NO.4’	NO.4	326-10-01	124.00
8	”	NO.5	NO.5’	NO.5	322-05-57	129.45
9	”	NO.6	NO.6’	NO.6	322-37-37	123.98

10	〃	NO. 6+57. 71	NO. 6' +57. 71	NO. 6+57. 71	323-56-48	121. 10
			NO. 6〃 +57. 71	NO. 6+57. 71	323-56-48	316. 83
11	〃	NO. 7				
12	〃	NO. 8				
13	〃	NO. 8+41. 78				
14	〃	NO. 9				
15	〃	NO. 10				
16	〃	NO. 11				
17	〃	NO. 11+3. 23				
18	〃	NO. 12				
19	〃	NO. 13				
20	〃	NO. 13+50. 54				
21	〃	NO. 14				
22	〃	NO. 14+88. 40	NO. 14〃 +88. 40	NO. 14+88. 40	323-56-42	347. 31
			NO. 14' +88. 40	NO. 14+88. 40	323-56-42	126. 04
23	〃	NO. 15	NO. 15'	NO. 15	323-25-44	126. 70
24	〃	NO. 15+91. 77	NO. 15' +91. 77	NO. 15+91. 77	319-21-33	112. 71
25	〃	NO. 16	NO. 16'	NO. 16	319-29-47	112. 70
26	〃	NO. 17	NO. 17'	NO. 17	319-58-12	106. 06
27	〃	NO. 18	NO. 18'	NO. 18	318-53-18	100. 68
28	〃	NO. 19	NO. 19'	NO. 19	318-52-18	94. 40
29	〃	NO. 19+20. 68	NO. 19' +20. 68	NO. 19+20. 68	318-12-04	94. 36
30	〃	NO. 20	NO. 20'	NO. 20	317-48-57	99. 56
31	〃	NO. 21	NO. 21'	NO. 21	323-19-41	102. 02
32	〃	NO. 22	NO. 22'	NO. 22	323-11-41	106. 50
33	〃	NO. 23	NO. 23'	NO. 23	323-1-19	109. 65
34	〃	NO. 24	NO. 24'	NO. 24	325-45-50	113. 39
35	〃	NO. 25	NO. 25〃	NO. 25	319-22-10	120. 10
36	〃	NO. 26	NO. 26'	NO. 26	319-51-00	115. 52
37	〃	NO. 27	NO. 27'	NO. 27	324-22-02	110. 10
38	〃	NO. 27+3. 75	NO. 27+3. 75'	NO. 27+3. 75		110. 85
39	〃	NO. 27+71. 95	NO. 27+71. 95'	NO. 27+71. 95		107. 45
40	〃	NO. 28	NO. 28'	NO. 28	322-17-28	105. 84
41	〃	NO. 29	NO. 29'	NO. 29	319-47-19	98. 52
42	〃	NO. 30	NO. 30〃	NO. 30	317-17-23	91. 53
43	〃	NO. 31	NO. 31'	NO. 31	321-53-58	84. 34
44	〃	NO. 31+31. 89	NO. 31+31. 89'	NO. 31+31. 89		82. 66
45	〃	NO. 32	NO. 32'	NO. 32	319-2-01	83. 06
46	〃	NO. 32+66. 68	NO. 32+66. 68'	NO. 32+66. 68		83. 59
47	〃	NO. 33	NO. 33'	NO. 33	317-16-47	83. 09
48	〃	NO. 33+86. 74	NO. 33+86. 74'	NO. 33+86. 74		83. 59
49	〃	NO. 34	NO. 34'	NO. 34	321-12-11	84. 56
50	〃	NO. 34+76. 84	NO. 34+76. 84'	NO. 34+76. 84		91. 86
51	〃	NO. 35	NO. 35〃	NO. 35	317-41-44	91. 67
52	〃	NO. 36	NO. 36'	NO. 36	321-51-55	90. 58
53	〃	NO. 37	NO. 37'	NO. 37	320-31-47	90. 69
54	西蒲区越前浜字浜手 6814番	NO. 38	NO. 38'	NO. 38	324-30-00	91. 50
55	〃	NO. 39	NO. 39'	NO. 39	324-15-00	92. 50
56	〃	NO. 40	NO. 40〃	NO. 40	324-25-00	94. 00

57	〃		NO. 41	NO. 41'	NO. 41	323-5-00	93.50
58	〃		NO. 42	NO. 42'	NO. 42	321-40-00	97.50
59	〃		NO. 43	NO. 43'	NO. 43	322-30-00	103.00
60	〃		NO. 44	NO. 44'	NO. 44	321-55-00	108.00
61	〃		NO. 45	NO. 45''	NO. 45	313-10-00	116.50
62	〃		NO. 46	NO. 46'	NO. 46	323-45-00	104.00
63	〃		NO. 47	NO. 47'	NO. 47	323-30-00	97.00
64	〃		NO. 48	NO. 48'	NO. 48	322-25-00	90.00
65	〃		NO. 49	NO. 49''	NO. 49	320-00-00	84.00
66	〃		NO. 50	NO. 50'	NO. 50	323-30-00	84.00
67	〃		NO. 51	NO. 51'	NO. 51	319-55-00	84.50
68	〃		NO. 52	NO. 52'	NO. 52	320-10-00	91.50
69	〃		NO. 53	NO. 53'	NO. 53	321-55-00	97.50
70	〃		NO. 54	NO. 54''	NO. 54	328-20-00	99.00
71	〃		NO. 55	NO. 55'	NO. 55	321-10-00	99.00
72	〃		NO. 56	NO. 56'	NO. 56	321-25-00	97.00
73	〃		NO. 57	NO. 57'	NO. 57	316-30-00	95.00
74	〃		NO. 58	NO. 58'	NO. 58	316-25-00	101.50
75	〃		NO. 59	NO. 59''	NO. 59	315-25-00	108.00
76	〃		NO. 60	NO. 60'	NO. 60	320-50-00	100.00
77	〃		NO. 61	NO. 61'	NO. 61	315-45-00	95.00
78	〃		NO. 62	NO. 62'	NO. 62	320-40-00	97.00
79	〃		NO. 63	NO. 63'	NO. 63	318-10-00	90.00
80	〃		NO. 64	NO. 64''	NO. 64	317-35-00	87.50
81	〃		NO. 65	NO. 65'	NO. 65	320-40-00	91.00
82	〃		NO. 66	NO. 66'	NO. 66	319-50-00	93.00
83	〃		NO. 67	NO. 67'	NO. 67	317-40-00	97.50
84	〃		NO. 68	NO. 68'	NO. 68	317-45-00	105.00
85	〃		NO. 69	NO. 69''	NO. 69	325-50-00	113.00
86	〃		NO. 70	NO. 70'	NO. 70	319-25-00	113.00
87	〃		NO. 71	NO. 71'	NO. 71	319-15-00	112.50
88	〃		NO. 72	NO. 72'	NO. 72	321-30-00	112.00
89	〃	西蒲区角田浜字塩田 1106番	NO. 73	NO. 73'	NO. 73	326-5-00	109.00
90	〃		NO. 74	NO. 74''	NO. 74	322-30-00	96.50
91	〃	1105番	NO. 75	NO. 75'	NO. 75	318-20-00	89.00
92	〃	1104番	NO. 76	NO. 76'	NO. 76	321-15-00	86.50
93	〃		NO. 77	NO. 77'	NO. 77	316-55-00	79.00
94	〃	1103番	NO. 78	NO. 78'	NO. 78	316-25-00	79.50
95	〃		NO. 79	NO. 79''	NO. 79	319-20-00	81.50
96	〃		NO. 80	NO. 80'	NO. 80	317-40-00	82.50
97	〃	1071番	NO. 81	NO. 81'	NO. 81	317-10-00	82.50
98	〃		NO. 82	NO. 82'	NO. 82	317-25-00	82.50
99	〃		NO. 83	NO. 83'	NO. 83	316-55-00	83.00
100	〃		NO. 84	NO. 84''	NO. 84	317-55-00	85.00
101	〃		NO. 85	NO. 85'	NO. 85	316-25-00	78.00
102	〃		NO. 86	NO. 86'	NO. 86	317-5-00	81.50
103	〃		NO. 87	NO. 87'	NO. 87	314-30-00	85.00
104	〃	1070番	NO. 88	NO. 88'	NO. 88	319-15-00	93.00
105	〃		NO. 89	NO. 89''	NO. 89	325-10-00	93.00

106	〃	NO. 90	NO. 90'	NO. 90	327-30-00	97.00
107	西蒲区角田浜字乙尻 3番2	NO. 90+36.0	NO. 90+36.0'	NO. 90+36.0	333-50-00	96.00
108	〃	NO. 91	NO. 91'	NO. 91	343-10-00	66.00
109	〃	NO. 91+48.0	NO. 91+48.0''	NO. 91+48.0	270-14-20	43.5
指定延長 9, 156.0m						

◎新潟県告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和5年6月16日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類

長岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

◎新潟県告示第743号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和5年6月16日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

都市計画の種類

長岡都市計画区域区分

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、血液ガス分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年6月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

血液ガス分析装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年2月29日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5632

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和5年7月26日（水） 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

令和5年7月27日（木） 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和5年6月26日（月）午後4時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年7月10日（月）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県基幹病院事業）へ

通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

blood gas analyzer [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M. July 10 2023

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. July 27 2023

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5632

E-mail : ngt040320@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、内視鏡関連機器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年6月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡関連機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年2月29日（木）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5632

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和5年7月26日(水) 午後4時

- (5) 開札の日時及び場所

令和5年7月27日(木) 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和5年6月26日(月)午後4時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年7月10日(月)午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

- (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Endoscope-related equipment [1]set
- (2) Deadline for bid participant applications:
4 : 00P.M. July 10 2023
- (3) Date of bid opening:
9 : 00A.M. July 27 2023
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Regional Health Policy Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5632
E-mail : ngt040320@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、麻酔器の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年6月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

麻酔器 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和6年2月29日（木）

- (4) 納入場所

入札説明書による。

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5632

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和5年7月26日(水) 午後4時

(5) 開札の日時及び場所

令和5年7月27日(木) 午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登録されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和5年6月26日(月)午後4時まで、出納局会計検査課に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年7月10日(月)午後4時まで、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県基幹病院事業)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

anesthesia machine [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4:00P.M. July 10 2023

(3) Date of bid opening:

9:00A.M. July 27 2023

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division
 Department of Health and Social Welfare
 Niigata Prefectural Government
 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
 950-8570
 JAPAN
 TEL: 025-280-5632
 E-mail: ngt040320@pref.niigata.lg.jp

職業訓練指導員試験の実施について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年6月16日

新潟県知事 花角 英世

1 試験を実施する職種

(1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

電気工事科、溶接科

(2) 学科試験のうち指導方法試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種のうち、電気工事科及び溶接科を除いた職種（実技試験及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者に限る。）

2 試験の科目

(1) 指導方法（全職種共通学科試験）

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

(2) 1の(1)に掲げる免許職種について次のとおり実技試験及び学科試験を実施する。

試験職種	試験の科目
電気工事科	[実技試験] 1 電気工事 2 動力制御回路工事 [学科試験] 1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 電気理論（電気磁気学 直流及び交流理論） イ 電気機器（電気機器 電気材料） ウ 電気製図（読図法） エ 計測工学（電気計測 測定及び試験） オ 安全衛生（安全管理 衛生管理） カ 関係法規（電気事業法 電気工事士法） (2) 専攻学科 ア 配線設計（受電設備設計 引込配線設計 屋内配線設計） イ 電気工事（接地工事 受電設備配線 引込配線工事 高圧線工事 屋内配線工事 関連設備）
溶接科	[実技試験] 1 溶接 2 ガス切断 [学科試験] 1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 材料（材料力学 金属材料）

	イ 製図(読図法) ウ 溶接法(ガス溶接法 ガス切断法 アーク溶接法 電気抵抗溶接法 炭酸ガス溶接法 熱処理法) エ 測定法(測定用具及び機器 測定法) オ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 特殊溶接法(アルゴンアーク溶接法 プラズマ溶接法 レーザー加工法) イ 試験検査法(試験検査機器 破壊検査 非破壊検査 関係法規)
--	---

3 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。
 - ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
 ※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。
- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験日時

- (1) 学科試験 令和5年9月13日(水) 午前10時10分から
- (2) 実技試験 令和5年9月14日(木) 午前9時30分から(電気工事科)
令和5年9月15日(金) 午後1時30分から(溶接科)

5 試験場所

新潟県立新潟テクノスクール(新潟市中央区鏡西1-11-2)

6 受験手続

- (1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類(技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、実務経験証明書等)、写真2枚(45mm×35mmの大きさで申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像)、受験票返信用63円切手1枚及び受験手数料
- (2) 受験手数料

学科試験3,100円、実技試験15,800円(新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。)

ただし、受験科目の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。
- (3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570(新潟県庁専用郵便番号)
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県産業労働部雇用能力開発課 指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とすること。
- (4) 申込書類の受付期間

令和5年7月10日(月)から7月31日(月)まで

なお、郵送の場合は7月31日の消印があるものまで有効とする。

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

8 合格発表

令和5年9月29日(金)に受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

9 受験案内及び申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働部雇用能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262(直通)

新潟県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025-247-7361
新潟県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
新潟県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
新潟県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420
新潟県職業能力開発協会	〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社ビル4階 TEL 025-283-2155

(2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、上記雇用能力開発課あてに請求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

10 その他

試験について不明な点は、前記雇用能力開発課に問い合わせること。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月16日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
センターネットワーク機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和5年5月17日
- 6 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 7 落札価格
32,458,800円
- 8 入札公告日
令和5年4月7日
- 9 落札方式
最低価格

内水面漁場管理委員会公告

内水面漁場計画に係る公聴会の開催について（公告）

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項の規定において準用する第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年6月16日

内水面漁場管理委員会 会長 藤田 利昭

- 1 日 時 令和5年6月22日（木）
午前10時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 新潟県庁 1403会議室
新潟市中央区新光町4番地1
- 3 公聴する事項
共同漁業の内水面漁場計画について（内共第1号～第22号）

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月16日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(警備部の分課)</p> <p>第34条 警備部に、次の課及び隊を置く。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること(地域課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 警衛及び警護に関すること。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(警備部の分課)</p> <p>第34条 警備部に、次の課及び隊を置く。</p> <p>(略)</p> <p><u>サミット対策課</u></p> <p>(略)</p> <p>(警備第二課)</p> <p>第36条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警備方針の策定及びその実施に関すること(地域課及び<u>サミット対策課</u>の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 警衛及び警護に関すること <u>(サミット対策課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(サミット対策課)</u></p> <p>第36条の2 <u>サミット対策課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 2023年主要国首脳会議及び財務大臣・中央銀行総裁会議(以下この条において「サミット等」という。)の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) サミット等の開催に伴う警護に関すること。</u></p> <p><u>(3) サミット等の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。</u></p>																					
<p>別表第3 (第48条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>職 名</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	職 名	職 務	(略)			(略)			<p>別表第3 (第48条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 名</th> <th>職 名</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>サミット対策課</td> <td>サミット対策官</td> <td>課の事務のうち重要事項に係るもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	職 名	職 務	(略)			サミット対策課	サミット対策官	課の事務のうち重要事項に係るもの	(略)		
課 名	職 名	職 務																				
(略)																						
(略)																						
課 名	職 名	職 務																				
(略)																						
サミット対策課	サミット対策官	課の事務のうち重要事項に係るもの																				
(略)																						
<p>別表第4 (第56条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署名</th> <th>課 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警察署名	課 名	分 掌 事 務	新潟	(略)		<p>別表第4 (第56条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警察署名</th> <th>課 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警察署名	課 名	分 掌 事 務	新潟	(略)										
警察署名	課 名	分 掌 事 務																				
新潟	(略)																					
警察署名	課 名	分 掌 事 務																				
新潟	(略)																					

長岡 上越	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務 (警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。)	長岡 上越	警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務(警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。)
新潟西	(略)		新潟西	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務 (警察署地域課の分掌に属する事務を除く。)		警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務(警察署地域課の分掌に属する事務を除く。)
新潟東 新発田 燕	(略)		新潟東 新発田 燕	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務 (警察署地域課の分掌に属する事務を除く。)		警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務(警察署地域課の分掌に属する事務を除く。)
新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	(略)		新潟中央 江南 新潟北 秋葉 新潟南 西蒲 村上 阿賀野 津川 五泉 三条 加茂 見附 与板 小千谷 小出 十日町 南魚沼 柏崎 妙高 糸魚川 佐渡	(略)	
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務 (警察署地域課の分掌に属する事務を除く。)		警備課	警察本部警備部警備第一課、 <u>サミット対策課</u> 及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務(警察署地域課の分掌に属する事務を除く。)

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。